

佐賀県立宇宙科学館「宇宙発見ゾーン」リニューアル広報業務委託仕様書

1 目的

佐賀県立宇宙科学館の「宇宙発見ゾーン」は、最新の宇宙科学・技術を楽しく学び、「科学する心」を育む、唯一無二のゾーンに生まれ変わり、文化・観光、そして教育の拠点となるべく、令和6年3月中旬～下旬にリニューアルオープンします。その情報を佐賀県内及び近隣県を中心に幅広く発信することで、リニューアルオープンしたことを広く周知し、来館者を飛躍的に増やすことを目的とする。

2 業務委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日曜日）まで

3 業務の概要

(1) 業務名称

佐賀県立宇宙科学館「宇宙発見ゾーン」リニューアル広報業務

(2) ターゲット

佐賀県内及び近隣県在住の若者層（親子連れ、児童・生徒など）

(3) 業務内容

(ア) 以下の媒体例等を利用して、ターゲットへのリニューアルの認知向上及び飛躍的な来館者増につながる新規性・独自性のある創意工夫を凝らした広報施策を提案すること。

(媒体例)

- ・ テレビ
- ・ ラジオ
- ・ 新聞
- ・ 情報誌、フリーペーパー
- ・ SNS
- ・ 交通広告

(イ) メインターゲットをはじめ、その他幅広い層へ届く、また誘客につながる効果的な広報を実施すること。

4 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、納入期限までに納めるものとする。

- (1) 実績報告書 1部
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他佐賀県（以下「県」という。）と受注者が合意の上、成果品として提出を求められるもの

6 予算額

6,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

7 委託料の支払い

事業終了後の完了払いとする

8 業務遂行上の留意事項

- (1) 本業務の遂行に必要となる経費（資材費・交通費等）は契約金額に含まれるものとする。
- (2) 業務完了の後は、速やかに業務完了報告書を作成して県の確認を受けること。
- (3) 本事業において作成される成果物の著作権については、全て県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。
- (4) その他業務の実施にあたり必要な事項について、県と協議のうえ実施すること。

9 その他

(1) 守秘義務事項

ア 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

イ 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。

ウ 上記ア、イの規定は、この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(2) 個人情報の保護

ア 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。

イ 受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、上記アの特記事項を遵守させなければならない。

